

ケアプラン アムレ
指定居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条

株式会社 Freestyle が開設する、ケアプラン アムレ（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

当事業所は、利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者様が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者様の立場にたった援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者様の意思及び人格を尊重し、利用者様の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1 名称 ケアプラン アムレ

2 所在地 神奈川県平塚市岡崎 3365 番地 1 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1 管理者 主任介護支援専門員 1 名 (常勤兼務)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援にあたるものとする。

2 介護支援専門員 1 名 (常勤兼務)

介護支援専門員は、下記の指定居宅介護支援の提供にあたる。

① 在宅で生活をしている要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は

福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成する。

- ② 介護サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
- ③ 要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし土曜日・日曜日・祝祭日、12月29日から1月3日は営業しない。

2 営業時間 午前9：00から午後6：00までとする。

（24時間電話転送で対応）

（指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等）

第6条

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

2 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

利用者様による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者様又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者様の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。

居宅サービス計画を作成すると共に、当該居宅サービス計画を利用者様及びサービス事業者に交付する。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者様が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析の方法は全社協方式等を用いる。

3 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者様及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）する。モニタリングの

結果についてはその都度記録する。

4 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を利用者・家族が参加し、当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

5 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者様の自宅又は事業所の相談室において、利用者様又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じるものとする。

6 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、実費を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第7条

通常の事業の実施地域は、平塚市、茅ヶ崎市、伊勢原市とする。その他の地域も相談に応ずる。

(相談・苦情・ハラスメントの対応)

第8条

当事業所は、利用者様からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者様の要望、苦情、ハラスメント等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第9条

当事業所は、利用者様に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

3 当事業所は、利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第10条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する者とする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条

当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、

介護予防等の事項に関して、研修期間が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を定期的に確保し、業務体制を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

①採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

②虐待防止に関する研修年 2 回

③権利擁護に関する研修年 2 回

④認知症ケアに関する研修年 2 回

⑤介護予防に関する研修年 1 回

⑥感染症に関する研修年 2 回

2 従業者は正当な理由なく、業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう）から最低 5 年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 Freestyle と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（業務継続計画）

第 12 条 業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供が受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

※（令和 6 年 3 月 31 日まで努力義務）

（衛生管理）

第 13 条 感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議においてその対策を協議し、対応指針等を作成し提示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

※（令和 6 年 3 月 31 日まで努力義務）

附則

この規定は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。